

**ノムラ・ジャパン・オープン**

**追加型投信／国内／株式**

**【投資信託説明書(目論見書)】2010.5**

**野村アセットマネジメント**

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

**ノムラ・ジャパン・オープン**

**追加型投信／国内／株式**

**【投資信託説明書(交付目論見書)】2010.5**

**野村アセットマネジメント**

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

ノムラ・ジャパン・オープンの基準価額は、ファンドが投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

なお、ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、  
下記の照会先までお問い合わせください。

### 野村アセットマネジメント株式会社

☆サポートダイヤル☆ 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時  
(半日営業日は午前 9 時～正午)

☆インターネットホームページ☆ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、ファンドの基準価額等は下記の携帯サイトでもご覧いただけます。

☆携帯サイト☆ <http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。  
この目論見書により行なうノムラ・ジャパン・オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 11 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 11 月 14 日にその効力が生じております。  
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

下記の事項は、「ノムラ・ジャパン・オープン」(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## 記

### ■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に国内株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

### ■当ファンドに係る手数料等について

#### ◆申込手数料

買付のお申込み日の基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

#### ◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

#### ◆信託財産留保額

1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

#### ◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年1.596%(税抜年1.52%)の率を乗じて得た額とします。

#### ◆その他の費用<sup>(\*)</sup>

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査費用 等

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

(\*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**投資信託説明書(交付目論見書)****目次(Contents)****ファンドの概要が知りたい**

ファンドの基本情報	ファンドの概要	.....	1
-----------	---------	-------	---

**ファンドの運用内容が知りたい**

ファンドの特色・運用の内容	ファンドの特色	.....	3
	投資対象	.....	3
	投資方針	.....	4
	投資制限	.....	5
	分配方針	.....	6

**ファンドのリスクが知りたい**

投資リスク	基準価額の変動要因	.....	7
	その他の留意点	.....	7

**ファンドのしくみが知りたい**

ファンドのしくみ・運用体制	ファンドのしくみ	.....	8
	運用体制	.....	9
	委託会社におけるリスクマネジメント体制	.....	11

**ファンドの申込方法が知りたい**

申込手続きの概要	買付の申込手続き	.....	12
	換金の申込手続き	.....	13

**ファンドにかかる費用・税金が知りたい**

費用・税金	お客様に直接ご負担いただく費用・税金	.....	14
	ファンドで間接的にご負担いただく費用	.....	14
	税金の取扱い	.....	15

**ファンドの運営方法などが知りたい**

その他の情報	管理および運営の概要	.....	17
	内国投資信託受益証券事務の概要	.....	19
	その他ファンドの情報	.....	19
	委託会社等の概況	.....	20

**ファンドの運用状況が知りたい**

運用状況	投資状況	.....	21
	投資資産	.....	21
	運用実績	.....	23
	財務ハイライト情報	.....	25

《信託約款》	.....	27
--------	-------	----

《用語解説》	.....	35
--------	-------	----

《商品分類》	.....	36
--------	-------	----

## ファンドの基本情報

### 《ファンドの概要》

ファンドの名称	ノムラ・ジャパン・オープン (「ファンド」といいます。)				
ファンドの目的	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。				
主な投資対象	わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。				
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)とします。 →詳しくは後述の「投資方針」をご覧ください。				
投資方針	後述の「投資方針」をご覧ください。				
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。</li> <li>・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。 →詳しくは後述の「投資制限」をご覧ください。</li> </ul>				
主な価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株価変動リスク →詳しくは後述の「投資リスク」をご覧ください。</li> </ul>				
信託期間	無期限(平成 8 年 2 月 28 日設定)です。				
決算日	原則 2 月および 8 月の各 27 日(ただし、休業日の場合は翌営業日)です。				
収益分配	毎決算時に、分配を行ないます。 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。				
買付単位	<p>分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①一般コース</td> <td style="width: 50%;">           1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円)            または            1 万円以上 1 円単位         </td> </tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td> <td>1 万円以上 1 円単位</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。)</p>	①一般コース	1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位	②自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位
①一般コース	1 万口以上 1 万口単位(当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位				
②自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位				
買付申込締切時間	午後 3 時(半日営業日の場合は午前 11 時)までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。				
買付価額	買付のお申込み日の基準価額とします。				

申込手数料	買付のお申込み日の基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 →販売会社については、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。				
買付代金の支払い	原則として買付のお申込み日から起算して4営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払ください。				
信託報酬	ファンドの純資産総額に年 1.596%(税抜年 1.52%)の率を乗じて得た額とします。 →詳しくは後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換金単位	途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>①一般コース</td> <td>1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位</td> </tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td> <td>1口単位</td> </tr> </table>	①一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位	②自動けいぞく投資コース	1口単位
①一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位				
②自動けいぞく投資コース	1口単位				
換金申込締切時間	午後3時(半日営業日の場合は午前11時)まで※に、販売会社が受けた分を 当日のお申込み分とします。 ※1日1件10億円を超えるご換金の場合は、正午(半日営業日の場合は午前9時30分) までとします。				
換金価額	ご換金のお申込み日の解約価額とします。 (解約価額=基準価額-信託財産留保額)				
換金手数料	ありません。				
信託財産留保額	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。				
税金等	後述の「費用・税金」をご覧ください。				
換金代金の支払い	原則としてお申込み日から起算して4営業日目からお申込みの販売会社でお 支払いします。				

※本書で用いている専門的な用語については、「用語解説」を設けてありますので、併せてご覧ください。

## ファンドの特色・運用の内容

### 《ファンドの特色》

- ◆わが国の株式を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ◆TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。
- ◆ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。
- ◆株価の割安性をベースに銘柄選択を行ないます。
- ◆株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

\*ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 《投資対象》

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ◆ファンドは、親投資信託である「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資する場合があります。

#### ■マザーファンドの主要投資対象■

わが国の株式を主要投資対象とします。

- ◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆投資対象およびデリバティブの運用指図・目的・範囲について、詳しくは約款をご覧ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 《投資方針》

### 1 TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

◆ファンドは TOPIX(東証株価指数)\*をベンチマークとします。

なお、わが国株式市場の構造変化等によっては、今後ベンチマークを見直す場合があります。

\*TOPIX(東証株価指数)はわが国株式市場全体のパフォーマンスを表わす代表的な指数です。

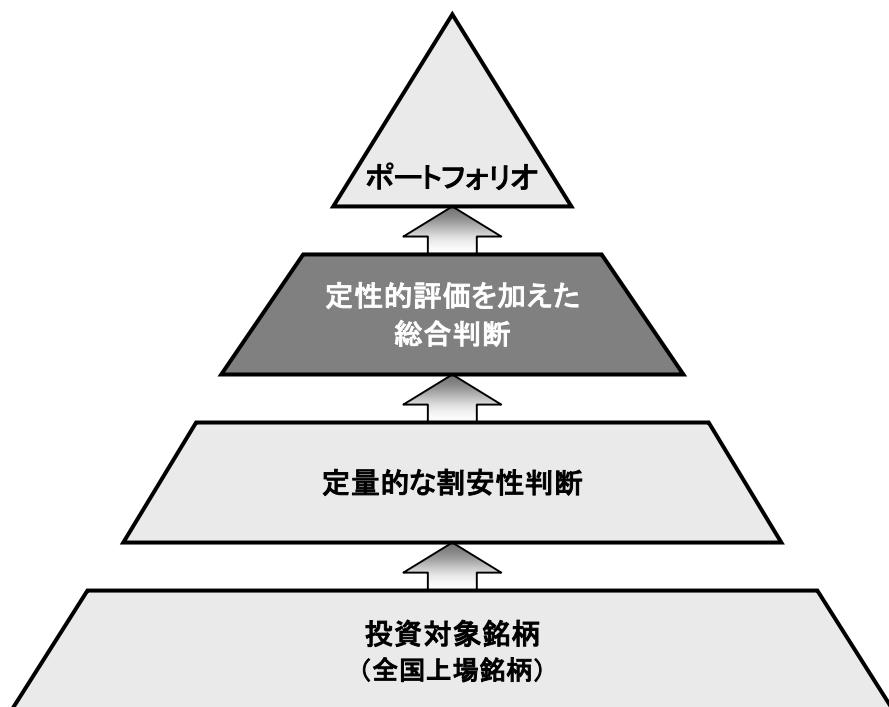
### 2 ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

◆株式への投資にあたっては、上場株式等の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

### 3 株価の割安性をベースに銘柄選定を行ないます。

◆銘柄選択にあたっては、全国上場銘柄(またこれに準ずる銘柄を含みます)から、今・来期の企業業績をベースにした連結 PER(株価収益率)、連結 PCFR(株価キャッシュフロー倍率)、実績連結 PBR(株価純資産倍率)等を使って株価の割安性を定量的に判断し、そこに、企業の競争力評価や経営改革の進展度合いといった数字に表れにくい定性的な評価を加えることで投資価値を総合的に判断します。以上のプロセスを進める過程では、運用担当者および委託会社アナリストが企業訪問等による確認を行ない、組入銘柄の最終的な選定の参考とします。

■銘柄選択プロセスのイメージ図■



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 《投資制限》

- 株式への投資割合
- 同一銘柄の株式への投資割合
- 外貨建資産への投資割合
- デリバティブの使用
- 新株引受権証券
  - ・新株予約権証券への投資割合
- 同一銘柄の新株引受権証券
  - ・新株予約権証券への投資割合
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合
- 投資信託証券への投資割合
- 有価証券の貸付
- 資金の借入れ
- 同一法人の発行する株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。(約款)  
 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。(約款)  
 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。(約款)  
 デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。  
 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。(約款)  
 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。(約款)  
 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。(約款)  
 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。  
 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。(約款)  
 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。(約款)  
 同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
 

- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数  
(投資信託及び投資法人に関する法律)

投資制限について詳しくは約款をご覧ください。

## 《分配方針》

年2回の毎決算時に、基準価額水準等を勘案して分配します。

### ◆ファンドの決算日

原則として**毎年2月および8月の各27日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

### ◆年2回の毎決算時に、原則として以下の方針(分配方針)に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。



### ◆分配金のお支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。<sup>※1</sup>

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。<sup>※2</sup>

<sup>※1</sup> 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<sup>※2</sup> 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

詳しくは信託約款をご覧ください。

### ◆分配金に関する留意点

分配金は上記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

分配方針等について詳しくは約款をご覧ください。

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

#### ■主な変動要因■

株価変動リスク ファンドは、株式の実質組入れを高水準(フルインベストメント)とすることを基本としますので、株価変動の影響を大きく受けます。

#### ■その他の変動要因■

信用リスク 有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

為替変動リスク 外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

有価証券の貸付等におけるリスク 有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

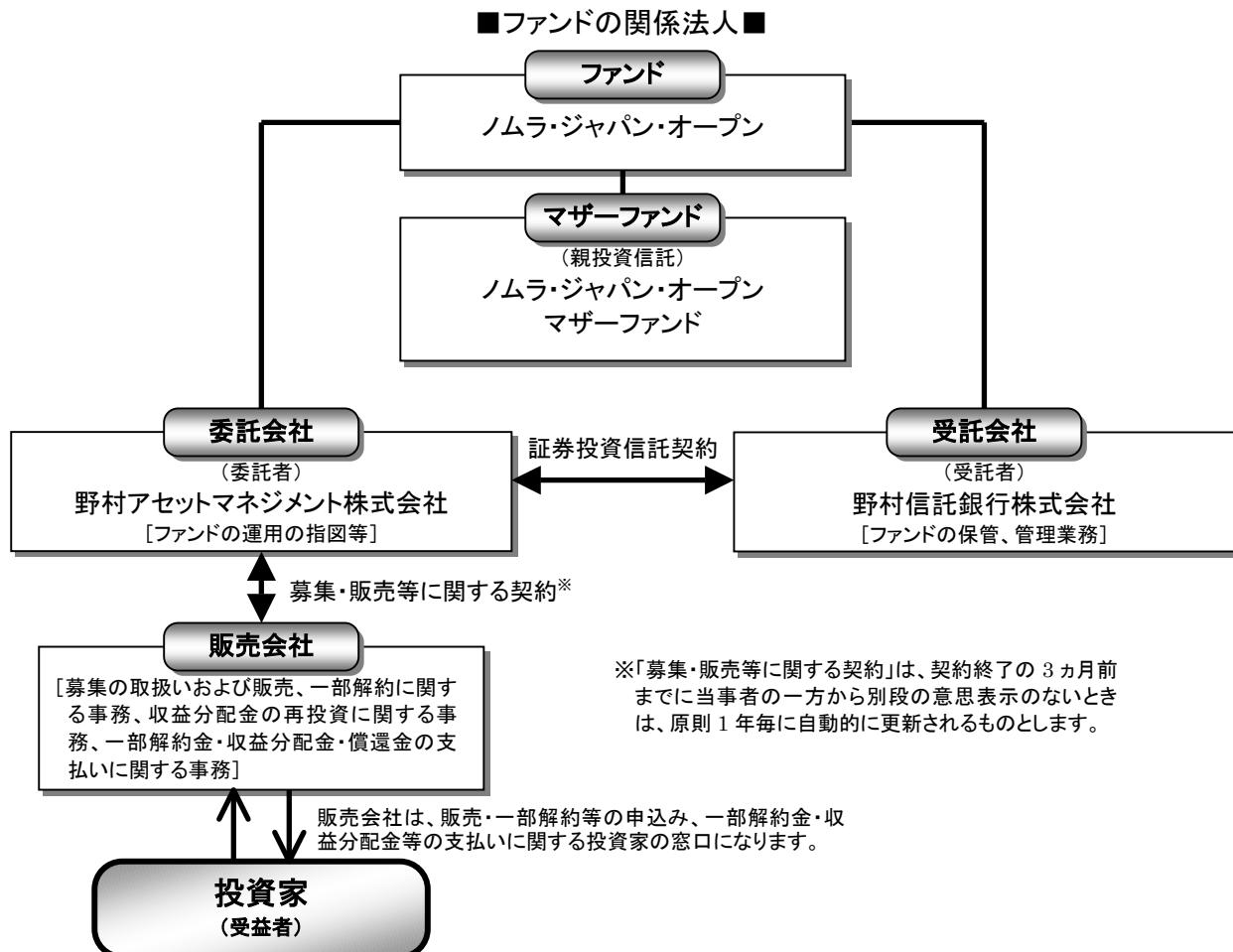
### 《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドは、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとしていますが、ベンチマークはわが国株式市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ◆ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

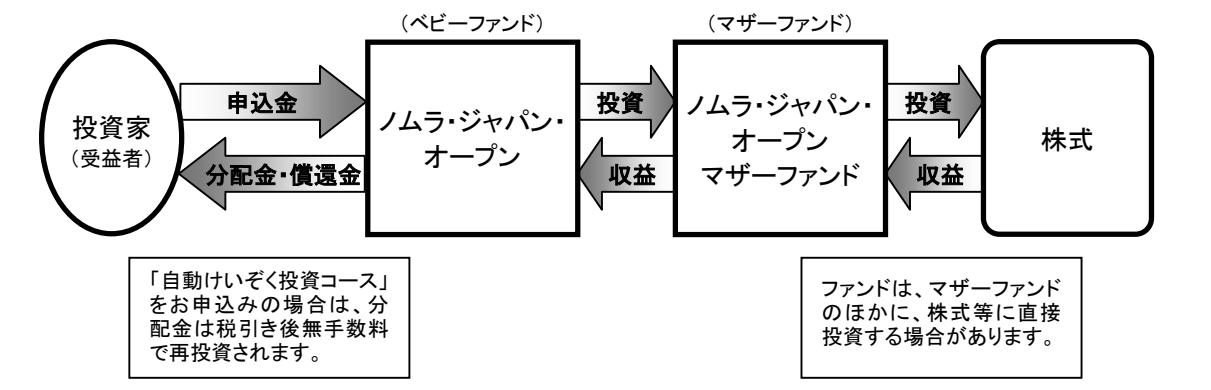
## ファンドのしくみ・運用体制

### 《ファンドのしくみ》

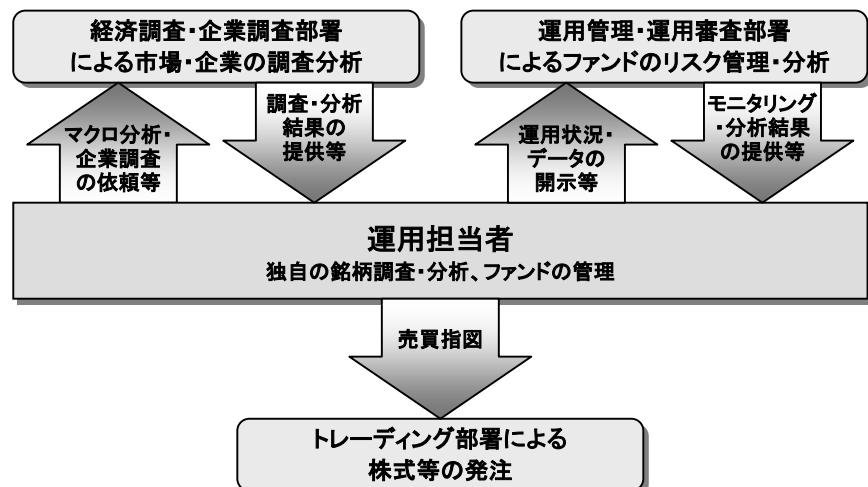


### ■ファミリーファンド方式について■

ファンドは「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。

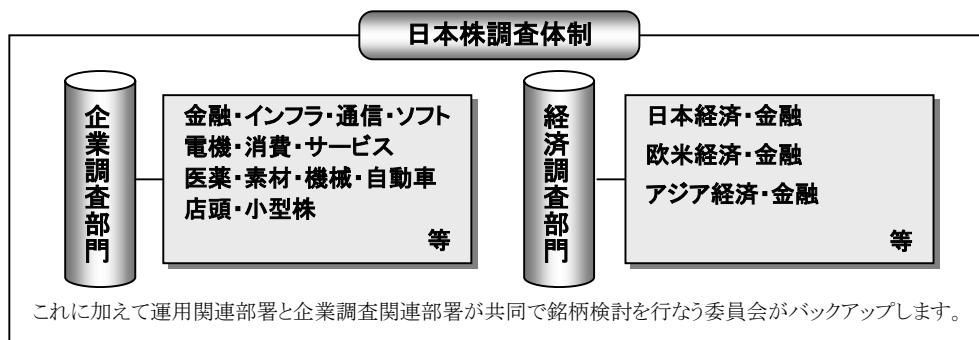


## 《運用体制》



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

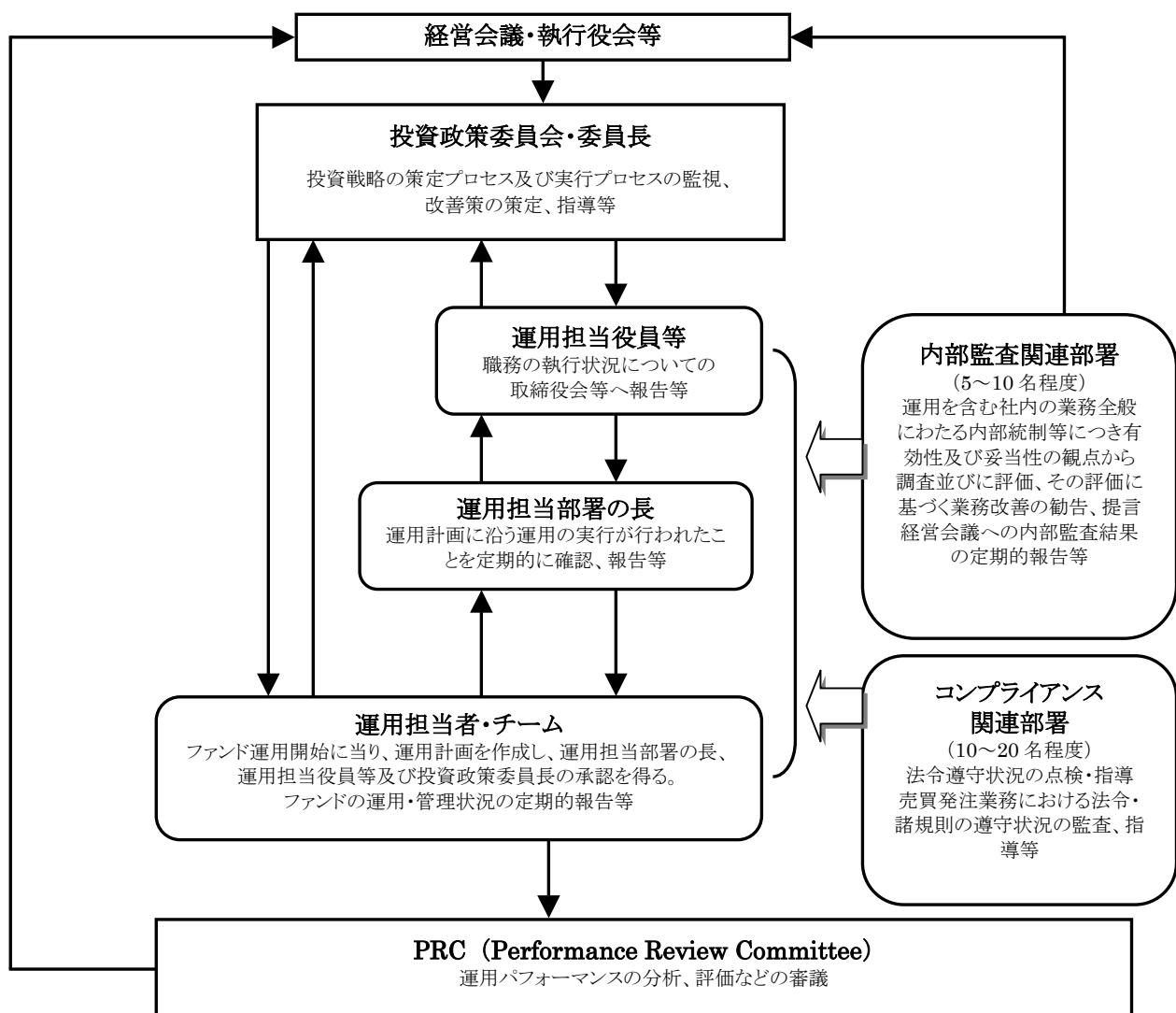
- ◆ファンドの運用にあたっては、委託会社の日本株調査体制がサポートを行ないます。



- ◆当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

上記の体制等は平成 22 年 5 月 21 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 《委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

上記の体制等は平成 22 年 5 月 21 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

### ■リスク管理関連の委員会 ■

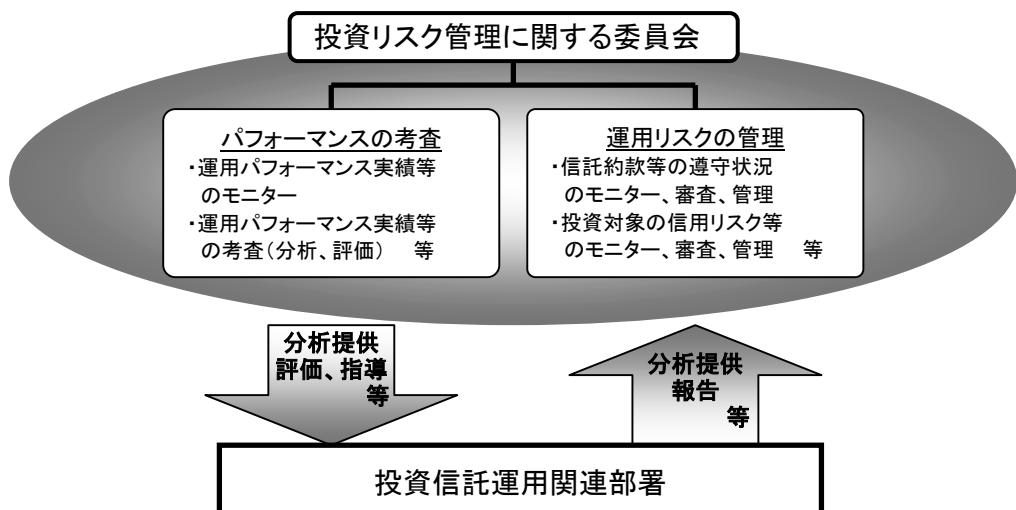
#### ◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ■リスク管理体制 ■



上記の体制等は平成 22 年 5 月 21 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 申込手続きの概要

### 《買付の申込手続き》

◆買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

#### 買付単位

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。お申込みの際には、そのどちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

お申込みのコースにより、買付単位は原則として以下の通りとなります。

お申込みコース	分配金の受取方法	買付単位
一般コース	分配金を受取るコース	1万口以上 1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上 1円単位
自動けいぞく投資コース	分配金が 再投資されるコース	1万円以上 1円単位*

\*分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 買付価額

買付のお申込み日の基準価額となります。

\*買付時の申込手数料などについては「費用・税金」をご覧ください。

#### 買付代金の支払い

買付のお申込代金は、買付のお申込み日から起算して4営業日目までに申込みの販売会社にお支払ください。

\*販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

#### 申込締切時間

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

\*取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。詳しくは信託約款をご覧ください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、  
買付のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた買付のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。

## 《換金の申込手続き》

◆換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

### 換 金 単 位

買付時のお申込みコースにより、換金単位は以下の通りとなります。

買付時のお申込みコース	換金単位
一般コース	1万口単位または1口単位の いずれか販売会社が定める単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

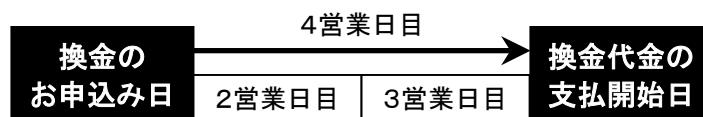
### 換 金 価 額

換金の価額は、換金のお申込み日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

※換金時の費用や税金についての詳細は「費用・税金」をご覧ください。

### 換 金 代 金 の 支 払 い

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して4営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。



### 申込締切時間

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)まで※に、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当にお申込み分とします。

※1日1件10億円を超えるご換金の場合には正午(半日営業日は午前9時30分)までとします。

#### <大口換金の制限について>

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件30億円を超える換金は行なえません。

この他に、大口換金には制限を設ける場合があります。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。詳しくは信託約款をご覧ください。

※受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、  
換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。

## 費用・税金

### 《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%(税抜 3.0%)以内※	消費税等相当額
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して 0.3%	_____

※ 基準価額に、3.15%(税抜 3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	_____	普通分配金 × 10%※ <sup>1</sup>
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	_____	換金時の差益(譲渡益)※ <sup>2</sup> に対して 10%※ <sup>1</sup>
償還時	所得税および地方税	_____	償還時の差益(譲渡益)※ <sup>2</sup> に対して 10%※ <sup>1</sup>

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。

※2 詳しくは後述の「換金(解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

### 《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

#### ■信託報酬■

時期	項目	費用			
		ファンドの純資産総額			
		300億円以下の部分	300億円超 500億円以下の部分	500億円超 1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分
毎日	信託報酬率	年 1.596%(税抜年 1.52%)			
	(委託会社)	年 0.725%	年 0.745%	年 0.755%	年 0.765%
	(販売会社)	年 0.705%	年 0.705%	年 0.705%	年 0.705%
	(受託会社)	年 0.090%	年 0.070%	年 0.060%	年 0.050%

※信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

#### ■その他の費用■

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

## 《税金の取扱い》

### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### <収益分配金に対する課税>

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記 10%の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

##### <換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記 10%の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、20%（所得税 15%および地方税 5%）となる予定です。

##### [譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

#### ◆法人の投資家に対する課税

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7%の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、15%（所得税 15%）となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## ■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■個別元本について■

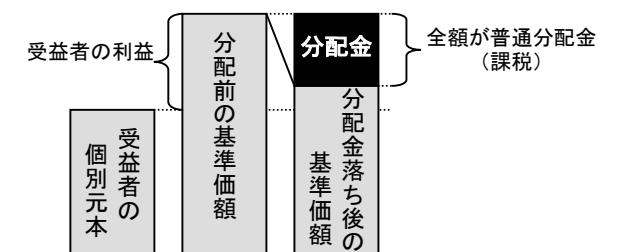
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドを複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

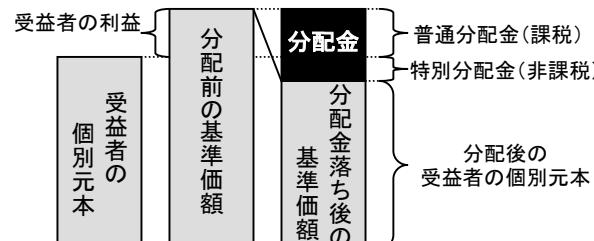
## ■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## その他の情報

### 《管理および運営の概要》

信託期間	無期限とします(平成8年2月28日設定)。
計算期間	原則として、毎年2月28日から8月27日までおよび8月28日から翌年2月27日までとします。 なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。
信託金限度額	ファンドの信託金限度額は1兆円です。
繰上償還	(1)次のいずれかの場合には、繰上償還させる場合があります。 ①受益権の口数が10億口を下回った場合 ②受益者に有利であると認めるとき ③やむを得ない事情が発生したとき (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。) 委託者は、上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR     A["繰上償還の公告※ 受益者への書面の交付"] --&gt; B["受益者の異議が半数以下 (受益権口数ベース) 異議申出期間(1ヶ月以上)"]     B --&gt; C["繰上償還の実施"]     B --&gt; D["受益者の異議が過半数 (受益権口数ベース)"]     D --&gt; E["繰上償還の不成立 不成立の公告※・書面の交付"]     </pre> <p>※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。</p> </div> (2)上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたとき等には、ファンドを終了させる場合があります。 (1)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、このファンドの信託約款を変更することができます。 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。) (2)委託者は、上記(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続で行ないます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR     A["約款変更の公告※ 受益者への書面の交付"] --&gt; B["受益者の異議が半数以下 (受益権口数ベース) 異議申出期間(1ヶ月以上)"]     B --&gt; C["約款変更の実施"]     B --&gt; D["受益者の異議が過半数 (受益権口数ベース)"]     D --&gt; E["約款変更の不成立 不成立の公告※・書面の交付"]     </pre> <p>※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。</p> </div> (3)監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(2)の手続きにしたがいます。 ファンドの繰上償還または約款変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「繰上償還」(1)または「約款変更」(2)に規定する公告または書面に付記します。
約款変更	
反対者の買取請求権	

上記について詳しくは約款をご覧ください。

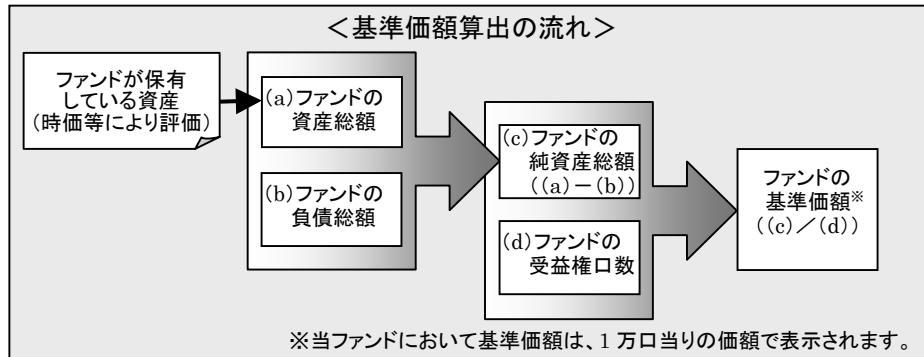
公 告	委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a>
運 用 報 告 書	なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
保 管	ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。
受 益 者 の 権 利 等	該当事項はありません。
資 産 の 評 価	受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金(解約)請求権があります。

### ■基準価額の計算方法■

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額※を、受益権口数で除して得た額をいいます。

※純資産総額とはファンドの時価総額のこと、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。



(基準価額は、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。)

### ■主な投資対象の評価方法■

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

## 《内国投資信託受益証券事務の概要》

### 受益証券の名義書換の 事務等

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

※受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件および受益権の再分割に係るファンドの受益権、並びに質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは信託約款をご覧ください。

### 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## 《その他ファンドの情報》

### 内国投資信託受益証券 の形態等

追加型証券投資信託・受益権（「受益権」といいます。）

当初元本は1口当たり1円です。格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### 発行価額の総額

2兆円を上限とします。

### 申込期間

平成21年11月14日から平成22年11月19日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### 払込期日

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

### 有価証券届出書

（訂正届出書を含みます）

### の写しの縦覧

該当事項はありません。

### 振替機関に関する事項

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

**振替受益権について**

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1 【ファンドの沿革】

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

2 【換金（解約）手続等】

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(2) 【保管】

(3) 【信託期間】

(4) 【計算期間】

(5) 【その他】

2 【受益者の権利等】

第4 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(3) 【注記表】

(4) 【附属明細表】

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5 【設定及び解約の実績】

上記の情報については、EDINET（エディネット）でもご覧いただくことができます。

**ファンドの詳細情報****《委託会社等の概況》**

◆下記は平成22年4月末現在の委託会社の概況です。

名 称	野村アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	執行役社長 吉川 淳
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
資本金の額	17,180百万円
会社の沿革	昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立 平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行
大株主の状況	名 称：野村ホールディングス株式会社 住 所：東京都中央区日本橋一丁目9番1号 所有株式数：5,150,693株 比 率：100%

## 運用状況

◆以下は平成 22 年 3 月 31 日現在の運用状況です。

また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 《投資状況》

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	66,269,590,791	100.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△555,604,750	△0.84
合計(純資産総額)		65,713,986,041	100.00

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	95,778,615,500	97.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,845,058,755	2.88
合計(純資産総額)		98,623,674,255	100.00

### 《投資資産》

#### (1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド	77,890,915,364	0.7719	60,123,997,570	0.8508	66,269,590,791	100.84

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,161,900	3,295.00	3,828,460,500	3,745.00	4,351,315,500	4.41
2	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	915,000	3,080.00	2,818,200,000	3,300.00	3,019,500,000	3.06
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	933,500	2,888.00	2,695,948,000	3,090.00	2,884,515,000	2.92
4	日本	株式	三井物産	卸売業	1,824,000	1,408.00	2,582,272,000	1,571.00	2,881,214,000	2.92
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	632,000	3,900.00	2,464,800,000	3,940.00	2,490,080,000	2.52
6	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5,067,000	456.00	2,310,552,000	490.00	2,482,830,000	2.51
7	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	652,500	3,345.00	2,182,612,500	3,765.00	2,456,662,500	2.49
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	6,829,000	303.38	2,071,784,491	349.00	2,383,321,000	2.41
9	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	313,200	6,130.00	1,919,916,000	6,500.00	2,035,800,000	2.06
10	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	723,000	2,530.00	1,829,190,000	2,633.00	1,903,659,000	1.93
11	日本	株式	ソニー	電気機器	502,000	3,055.00	1,533,610,000	3,580.00	1,797,160,000	1.82
12	日本	株式	三井不動産	不動産業	1,066,000	1,516.30	1,616,376,769	1,587.00	1,691,742,000	1.71
13	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,902,000	741.00	1,409,382,000	859.00	1,633,818,000	1.65
14	日本	株式	デンソー	輸送用機器	516,500	2,432.00	1,256,128,000	2,785.00	1,438,452,500	1.45
15	日本	株式	ファンック	電気機器	141,000	8,730.00	1,230,930,000	9,920.00	1,398,720,000	1.41
16	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	9,100	138,100.00	1,256,710,000	142,400.00	1,295,840,000	1.31
17	日本	株式	信越化学工業	化学	233,700	4,775.00	1,115,917,500	5,430.00	1,268,991,000	1.28
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	509,000	2,240.00	1,140,160,000	2,450.00	1,247,050,000	1.26
19	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	8,970	123,900.00	1,111,383,000	138,500.00	1,242,345,000	1.25
20	日本	株式	キーインス	電気機器	54,700	20,415.16	1,116,709,582	22,340.00	1,221,998,000	1.23
21	日本	株式	任天堂	その他製品	38,100	24,820.00	945,642,000	31,300.00	1,192,530,000	1.20
22	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,441,000	720.00	1,037,520,000	819.00	1,180,179,000	1.19
23	日本	株式	三菱地所	不動産業	756,000	1,415.00	1,069,740,000	1,530.00	1,156,680,000	1.17
24	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	1,005,000	1,072.00	1,077,360,000	1,146.00	1,151,730,000	1.16
25	日本	株式	キリンホールディングス	食料品	833,000	1,241.00	1,033,753,000	1,379.00	1,148,707,000	1.16
26	日本	株式	マキタ	機械	372,000	2,906.00	1,081,032,000	3,080.00	1,145,760,000	1.16
27	日本	株式	小松製作所	機械	584,000	1,788.00	1,044,192,000	1,960.00	1,144,640,000	1.16
28	日本	株式	横浜銀行	銀行業	2,273,000	432.00	981,936,000	458.00	1,041,034,000	1.05
29	日本	株式	商船三井	海運業	1,535,000	573.00	879,555,000	671.00	1,029,985,000	1.04
30	日本	株式	宇部興産	化学	4,247,000	234.00	993,798,000	240.00	1,019,280,000	1.03

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	100.84
合計		100.84

&lt;ご参考&gt;

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.34
	鉱業	0.08
	建設業	1.59
	食料品	1.56
	織維製品	0.25
	パルプ・紙	0.58
	化学	4.57
	医薬品	2.96
	石油・石炭製品	0.85
	ゴム製品	0.87
	ガラス・土石製品	0.66
	鉄鋼	3.39
	非鉄金属	1.65
	金属製品	0.53
	機械	4.00
	電気機器	17.91
	輸送用機器	11.44
	精密機器	0.98
	その他製品	2.35
	電気・ガス業	2.17
	陸運業	2.42
	海運業	1.04
	情報・通信業	7.67
	卸売業	5.54
	小売業	4.60
	銀行業	7.14
	証券、商品先物取引業	0.83
	保険業	2.35
	その他金融業	1.55
	不動産業	3.91
サービス業	0.36	
その他	0.81	
	小計	97.11
合計		97.11

## (2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

## (3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 《運用実績》

### ①純資産の推移

平成 22 年 3 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 9 期 (2000 年 8 月 28 日)	278,637	278,637	0.9285	0.9285
第 10 期 (2001 年 2 月 27 日)	210,690	210,690	0.7081	0.7081
第 11 期 (2001 年 8 月 27 日)	186,214	186,214	0.6177	0.6177
第 12 期 (2002 年 2 月 27 日)	149,325	149,325	0.5168	0.5168
第 13 期 (2002 年 8 月 27 日)	133,730	133,730	0.4815	0.4815
第 14 期 (2003 年 2 月 27 日)	106,016	106,016	0.4046	0.4046
第 15 期 (2003 年 8 月 27 日)	122,487	122,487	0.5031	0.5031
第 16 期 (2004 年 2 月 27 日)	120,317	120,317	0.5295	0.5295
第 17 期 (2004 年 8 月 27 日)	119,978	119,978	0.5663	0.5663
第 18 期 (2005 年 2 月 28 日)	113,226	113,226	0.5811	0.5811
第 19 期 (2005 年 8 月 29 日)	108,412	108,412	0.6405	0.6405
第 20 期 (2006 年 2 月 27 日)	202,390	202,390	0.8735	0.8735
第 21 期 (2006 年 8 月 28 日)	231,034	231,034	0.8454	0.8454
第 22 期 (2007 年 2 月 27 日)	214,614	214,614	0.9530	0.9530
第 23 期 (2007 年 8 月 27 日)	150,776	150,776	0.8508	0.8508
第 24 期 (2008 年 2 月 27 日)	116,798	116,798	0.7123	0.7123
第 25 期 (2008 年 8 月 27 日)	98,906	98,906	0.6251	0.6251
第 26 期 (2009 年 2 月 27 日)	59,775	59,775	0.3809	0.3809
第 27 期 (2009 年 8 月 27 日)	70,480	70,480	0.4901	0.4901
第 28 期 (2010 年 3 月 1 日)	61,552	61,552	0.4668	0.4668
2009 年 3 月末日	61,032	—	0.3909	—
4 月末日	64,458	—	0.4189	—
5 月末日	68,598	—	0.4519	—
6 月末日	68,976	—	0.4659	—
7 月末日	69,719	—	0.4792	—
8 月末日	70,482	—	0.4906	—
9 月末日	66,632	—	0.4698	—
10 月末日	64,242	—	0.4603	—
11 月末日	59,979	—	0.4352	—
12 月末日	63,922	—	0.4703	—
2010 年 1 月末日	62,585	—	0.4665	—
2 月末日	61,229	—	0.4642	—
3 月末日	65,713	—	0.5138	—

### ②分配の推移

期	1 口当たりの分配金
第 9 期	0.0000 円
第 10 期	0.0000 円
第 11 期	0.0000 円
第 12 期	0.0000 円
第 13 期	0.0000 円
第 14 期	0.0000 円
第 15 期	0.0000 円
第 16 期	0.0000 円
第 17 期	0.0000 円
第 18 期	0.0000 円
第 19 期	0.0000 円
第 20 期	0.0000 円
第 21 期	0.0000 円
第 22 期	0.0000 円
第 23 期	0.0000 円
第 24 期	0.0000 円
第 25 期	0.0000 円
第 26 期	0.0000 円
第 27 期	0.0000 円
第 28 期	0.0000 円

## ③収益率の推移

期	収益率
第 9 期	△11.8 %
第 10 期	△23.7 %
第 11 期	△12.8 %
第 12 期	△16.3 %
第 13 期	△6.8 %
第 14 期	△16.0 %
第 15 期	24.3 %
第 16 期	5.2 %
第 17 期	6.9 %
第 18 期	2.6 %
第 19 期	10.2 %
第 20 期	36.4 %
第 21 期	△3.2 %
第 22 期	12.7 %
第 23 期	△10.7 %
第 24 期	△16.3 %
第 25 期	△12.2 %
第 26 期	△39.1 %
第 27 期	28.7 %
第 28 期	△4.8 %

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 《財務ハイライト情報》

◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第 4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

◆ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第 4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

### <貸借対照表>

期別 科目	第 27 期		第 28 期	
	平成 21 年 8 月 27 日現在 金額(円)		平成 22 年 3 月 1 日現在 金額(円)	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン	683,167,418		668,248,439	
親投資信託受益証券	70,401,479,375		61,460,501,839	
未収入金	48,086,031		32,986,436	
未収利息	2,257		1,889	
流動資産合計	71,132,735,081		62,161,738,603	
資産合計	71,132,735,081		62,161,738,603	
負債の部				
流動負債				
未払解約金	128,473,405		84,381,071	
未払受託者報酬	26,380,066		26,573,986	
未払委託者報酬	496,817,285		497,528,017	
その他未払費用	1,032,562		1,034,351	
流動負債合計	652,703,318		609,517,425	
負債合計	652,703,318		609,517,425	
純資産の部				
元本等				
元本	143,806,040,446		131,866,301,735	
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△73,326,008,683		△70,314,080,557	
(分配準備積立金)	13,124,473,835		11,877,106,615	
元本等合計	70,480,031,763		61,552,221,178	
純資産合計	70,480,031,763		61,552,221,178	
負債純資産合計	71,132,735,081		62,161,738,603	

### <損益及び剰余金計算書>

期別 科目	第 27 期		第 28 期	
	自 平成 21 年 2 月 28 日 至 平成 21 年 8 月 27 日	金額(円)	自 平成 21 年 8 月 28 日 至 平成 22 年 3 月 1 日	金額(円)
営業収益				
受取利息	230,483		229,166	
有価証券売買等損益	17,070,943,954		△2,835,918,306	
営業収益合計	17,071,174,437		△2,835,689,140	
営業費用				
受託者報酬	26,380,066		26,573,986	
委託者報酬	496,817,285		497,528,017	
その他費用	1,032,562		1,034,351	
営業費用合計	524,229,913		525,136,354	
営業利益	16,546,944,524		△3,360,825,494	
経常利益	16,546,944,524		△3,360,825,494	
当期純利益	16,546,944,524		△3,360,825,494	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	976,995,645		△309,490,170	
期首剰余金又は期首次欠損金(△)	△97,138,180,264		△73,326,008,683	
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,036,571,010		7,138,903,018	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,036,571,010		7,138,903,018	
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,794,348,308		1,075,639,568	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,794,348,308		1,075,639,568	
分配金	—		—	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△73,326,008,683		△70,314,080,557	

## &lt;注記表&gt;

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第27期 自 平成21年2月28日 至 平成21年8月27日	第28期 自 平成21年8月28日 至 平成22年3月1日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成21年2月28日から平成21年8月27日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成21年8月28日から平成22年3月1日までとなっております。

# 信託約款

(ノムラ・ジャパン・オープン)

## 運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式およびノムラ・ジャパン・オープンと実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

※実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合に係る制限または取得できる範囲に係る制限その他の運用上の制限が実質的に同一（親投資信託における収益分配方針および当該親投資信託への投資に係るもの）のものをいいます。

#### (2) 投資態度

① 運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

② わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第24条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第25条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

### 3. 収益分配方針

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

**追加型証券投資信託  
(ノムラ・ジャパン・オープン)  
約款**

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金50億円～金1,000億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第58条第2項の規定による解約の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については50億口～1,000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した額をいいます。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**(受益権の帰属と受益証券の不発行)**

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社債法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社債法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社債法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社債法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記

名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社債法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日における収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関を行なう者をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第50条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

**(受益権の設定に係る受託者の通知)**

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

**(受益権の申込単位および価額)**

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1万口単位または当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得の申込みに応じができるものとします。なお、この場合においては、第49条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た場合に当該取得申込の代金をもって取得申込に応じるものとします。

② 販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口単位または当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じができるものとします。

③ 前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に対する消費税に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第49条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第50条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、販売会社は、当該取得申込の代金(第3

項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

(⑦ 前各項の規定にかかるわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 (削除)

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国者のに対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第20条の運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、第20条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をできるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証

券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指數に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに第 19 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびブット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびブット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 19 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいへ、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびブット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 19 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびブット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オ

プション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 第 26 条 <削除>

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### (外貨建資産への投資制限)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

**(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)**

第 32 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

**(保管業務の委任)**

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を国外で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

**(有価証券の保管)**

第 34 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管することができます。

**(混載寄託)**

第 35 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混載寄託できるものとします。

**(一括登録)**

第 36 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

**(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

第 37 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

**(有価証券売却等の指図)**

第 38 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

**(再投資の指図)**

第 39 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**(資金の借入れ)**

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コード市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借り入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**(損益の帰属)**

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**(受託者による資金の立替え)**

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**(信託の計算期間)**

第 43 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 28 日から 8 月 27 日までおよび 8 月 28 日から翌年 2 月 27 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

**(信託財産に関する報告)**

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のとき最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

**(信託事務の諸費用および監査費用)**

第 45 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

**(信託報酬等の総額)**

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 152 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**(収益の分配方式)**

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 48 条 <削除>

**(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)**

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 51 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第 1 項の規定にかかると、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 委託者は、第 3 項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第 53 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 3 項の規定にかかると、その都度受益者に支払います。

⑤ 債還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の債還をするとき引き換えに、当該債還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、債還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金(第 53 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第 53 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

⑦ 前各項(第 2 項および第 3 項を除く。)に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑧ 収益分配金、債還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 50 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

#### (収益分配金および債還金の時効)

第 51 条 受益者が、収益分配金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による債還金について第 49 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、債還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 52 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、債還金については第 49 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 49 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、債還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第 53 条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか委託者または販売会社が定める単位(委託者の自らの募集にかかる受益権(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権を除く。)、別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載ま

たは記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確定した受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ <削除>

⑧ <削除>

#### (信託契約の解約)

第 54 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 55 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 59 条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 56 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかるわざず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 59 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 57 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

③ <削除>

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 58 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判

所が受託者を解任した場合、委託者は、第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第54条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

第60条 <削除>

#### (公告)

第61条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第61条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等につい

ては、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第62条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (付 則)

第1条 第49条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条(受益証券の種類)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成8年2月28日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
受託者 野村信託銀行株式会社

(ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド)

## 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

② わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

## 用語解説

### ■ 「EDINET」(エディネット)

Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

### ■ 「基準価額」

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

### ■ 「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

### ■ 「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

### ■ 「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等（先物取引、オプション取引など）、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

### ■ 「転換社債型新株予約権付社債」

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

### ■ 「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

### ■ 「ボトムアップ・アプローチ」

経済等の予測・分析により投資対象銘柄を選別するのではなく、個別企業の調査・分析から株価の相対的位置を見極めて投資判断を下す運用手法をいいます。

## 商品分類

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。  
なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ・ジャパン・オープン)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年 1 回	グローバル	
一般			
大型株	年 2 回	日本	
中小型株	年 4 回	北米	
債券	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
一般			
公債			
社債			
その他債券	年 12 回 (毎月)	アジア	
クレジット属性		オセアニア	
( )			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
		アフリカ	
その他資産 ( 投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	中近東 (中東)	
資産複合		エマージング	
( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については次ページ以降をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

### <商品分類表定義>

平成 21 年 9 月 16 日現在

#### 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### 投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

#### 補足分類

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### <属性区分表定義>

#### 投資対象資産による属性区分

##### 株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

##### 債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列举するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列举するものとする。

#### 決算頻度による属性区分

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 投資形態による属性区分

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 為替ヘッジによる属性区分

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 特殊型

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指數・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

# ノムラ・ジャパン・オープン

追加型投信／国内／株式

【投資信託説明書(請求目論見書)】2010.5

野村アセットマネジメント

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

## －目次－

第 1 【ファンドの沿革】	.....	1
第 2 【手続等】	.....	1
1 【申込(販売)手続等】	.....	1
2 【換金(解約)手続等】	.....	2
第 3 【管理及び運営】	.....	3
1 【資産管理等の概要】	.....	3
(1) 【資産の評価】	.....	3
(2) 【保管】	.....	3
(3) 【信託期間】	.....	3
(4) 【計算期間】	.....	3
(5) 【その他】	.....	3
2 【受益者の権利等】	.....	5
第 4 【ファンドの経理状況】	.....	6
1 【財務諸表】	.....	9
2 【ファンドの現況】	.....	16
【純資産額計算書】	.....	16
第 5 【設定及び解約の実績】	.....	16

この目論見書により行なうノムラ・ジャパン・オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 21 年 11 月 13 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 11 月 14 日にその効力が生じております。

## 第1 【ファンドの沿革】

平成8年2月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始  
平成13年3月9日 ファミリーファンド方式による運用を開始

## 第2 【手続等】

### 1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。  
取得申込の受け付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに取得申込みが行われ  
かつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分と  
します。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下  
さい。

野村アセットマネジメント株式会社  
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)  
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時  
(半日営業日は午前9時～正午)  
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位または、1万円以上1円単位、「自動け  
いぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選  
択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によ  
つては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位が異なる場合等があります。詳  
しくは販売会社をご確認ください。また、「自動けいぞく投資コース」において、販売会社によっては、  
「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお  
申込みいただけます。

※ 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用する  
ことがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事  
情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを  
中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

#### <申込手数料>

( i ) 取得申込日の基準価額に3.15% (税抜3.0%) 以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た  
額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下  
さい。

( ii ) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益  
権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の  
増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換え  
に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者  
は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録  
をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者か  
ら振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載  
または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替  
機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、1日1件10億円を超える解約の場合には正午(半日営業日は午前9時30分)までとします。

手取り額は、解約申込み受付日の基準価額から、(i)信託財産留保額\*(1万口につき基準価額の0.3%)、および(ii)所得税および地方税を差し引いた金額となります。

\* 「信託財産留保額」とは、償還時までに投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件30億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

\*換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

### 第3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

※ 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

##### (2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3) 【信託期間】

無期限とします(平成8年2月28日設定)。

##### (4) 【計算期間】

原則として、毎年2月28日から8月27日までおよび8月28日から翌年2月27日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5) その他 (a) ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

##### (5) 【その他】

###### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

###### (b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者的一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

## 2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 収益分配金に対する請求権

#### ■収益分配金の支払い開始日 ■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社で受取り下さい。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### ■収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

### ② 償還金に対する請求権

#### ■償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

#### ■償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

### ③ 換金(解約)請求権

#### ■換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合1口単位）で換金できます。

#### ■換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

## 第4 【ファンドの経理状況】

ノムラ・ジャパン・オープン

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第27期計算期間(平成21年2月28日から平成21年8月27日まで)および第28期計算期間(平成21年8月28日から平成22年3月1日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第27期計算期間(平成21年2月28日から平成21年8月27日まで)および第28期計算期間(平成21年8月28日から平成22年3月1日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間(平成21年2月28日から平成21年8月27日まで)および第28期計算期間(平成21年8月28日から平成22年3月1日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 10 月 7 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

英 久一  


指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

伊藤志保  


当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ジャパン・オープンの平成 21 年 2 月 28 日から平成 21 年 8 月 27 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・ジャパン・オープンの平成 21 年 8 月 27 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 4 月 12 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

英 久一  


指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

13 森 三介  


当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ジャパン・オープンの平成 21 年 8 月 28 日から平成 22 年 3 月 1 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・ジャパン・オープンの平成 22 年 3 月 1 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【ノムラ・ジャパン・オープン】

(1) 【貸借対照表】

期別 科目	第 27 期 平成 21 年 8 月 27 日現在	第 28 期 平成 22 年 3 月 1 日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	683,167,418	668,248,439
親投資信託受益証券	70,401,479,375	61,460,501,839
未収入金	48,086,031	32,986,436
未収利息	2,257	1,889
流動資産合計	71,132,735,081	62,161,738,603
資産合計	71,132,735,081	62,161,738,603
負債の部		
流動負債		
未払解約金	128,473,405	84,381,071
未払受託者報酬	26,380,066	26,573,986
未払委託者報酬	496,817,285	497,528,017
その他未払費用	1,032,562	1,034,351
流動負債合計	652,703,318	609,517,425
負債合計	652,703,318	609,517,425
純資産の部		
元本等		
元本	143,806,040,446	131,866,301,735
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△73,326,008,683	△70,314,080,557
(分配準備積立金)	13,124,473,835	11,877,106,615
元本等合計	70,480,031,763	61,552,221,178
純資産合計	70,480,031,763	61,552,221,178
負債純資産合計	71,132,735,081	62,161,738,603

(2) 【損益及び剩余金計算書】

期別 科目	第 27 期 自 平成 21 年 2 月 28 日 至 平成 21 年 8 月 27 日	第 28 期 自 平成 21 年 8 月 28 日 至 平成 22 年 3 月 1 日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	230,483	229,166
有価証券売買等損益	17,070,943,954	△2,835,918,306
営業収益合計	17,071,174,437	△2,835,689,140
営業費用		
受託者報酬	26,380,066	26,573,986
委託者報酬	496,817,285	497,528,017
その他費用	1,032,562	1,034,351
営業費用合計	524,229,913	525,136,354
営業利益	16,546,944,524	△3,360,825,494
経常利益	16,546,944,524	△3,360,825,494
当期純利益	16,546,944,524	△3,360,825,494
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	976,995,645	△309,490,170
期首剰余金又は期首次損金(△)	△97,138,180,264	△73,326,008,683
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,036,571,010	7,138,903,018
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,036,571,010	7,138,903,018
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,794,348,308	1,075,639,568
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,794,348,308	1,075,639,568
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△73,326,008,683	△70,314,080,557

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 27 期 自 平成 21 年 2 月 28 日 至 平成 21 年 8 月 27 日	第 28 期 自 平成 21 年 8 月 28 日 至 平成 22 年 3 月 1 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成 21 年 2 月 28 日から平成 21 年 8 月 27 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成 21 年 8 月 28 日から平成 22 年 3 月 1 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 27 期 平成 21 年 8 月 27 日現在	第 28 期 平成 22 年 3 月 1 日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数	143,806,040,446 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 131,866,301,735 口
2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損	73,326,008,683 円	2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 70,314,080,557 円
3 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額	0.4901 円 4,901 円)	3 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.4668 円 (10,000 口当たり純資産額 4,668 円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第27期	第28期
自 平成21年2月28日 至 平成21年8月27日	自 平成21年8月28日 至 平成22年3月1日
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
該当事項はございません。	該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期	第28期
自 平成21年2月28日 至 平成21年8月27日	自 平成21年8月28日 至 平成22年3月1日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第27期	第28期
自 平成21年2月28日	自 平成21年8月28日
至 平成21年8月27日	至 平成22年3月1日
期首元本額	期首元本額
156,914,007,452 円	143,806,040,446 円
期中追加設定元本額	期中追加設定元本額
3,094,375,689 円	2,022,106,886 円
期中一部解約元本額	期中一部解約元本額
16,202,342,695 円	13,961,845,597 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第27期		第28期	
	自 平成21年2月28日	至 平成21年8月27日	自 平成21年8月28日	至 平成22年3月1日
親投資信託受益証券	70,401,479,375	16,134,037,115	61,460,501,839	△2,555,877,846
合計	70,401,479,375	16,134,037,115	61,460,501,839	△2,555,877,846

3 デリバティブ取引関係

第27期(自 平成21年2月28日 至 平成21年8月27日)

該当事項はございません。

第28期(自 平成21年8月28日 至 平成22年3月1日)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成22年3月1日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年3月1日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド		61,460,501,839	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		61,460,501,839	
	組入時価比率：99.9%		100%	
合計			61,460,501,839	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 参考

## ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド

当ファンドは「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」の状況  
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

科目	対象年月日	平成22年3月1日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		871,197
コール・ローン		1,151,175,165
株式		89,375,974,400
未収入金		415,019,428
未取配当金		54,137,250
未取利息		3,255
流動資産合計		90,997,180,695
資産合計		90,997,180,695
負債の部		
流動負債		
未払金		430,250,229
未払解約金		70,813,813
流動負債合計		501,064,042
負債合計		501,064,042
純資産の部		
元本等		
元本		117,236,723,252
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△26,740,606,599
元本等合計		90,496,116,653
純資産合計		90,496,116,653
負債純資産合計		90,997,180,695

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成 21 年 8 月 28 日 至 平成 22 年 3 月 1 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

平成 22 年 3 月 1 日現在		
1 期首		平成 21 年 8 月 28 日
期首元本額		132,216,510,204 円
期首より平成 22 年 3 月 1 日までの期中追加設定元本額		4,143,440,645 円
期首より平成 22 年 3 月 1 日までの期中一部解約元本額		19,123,227,597 円
期末元本額		117,236,723,252 円
期末元本額の内訳*		
ノムラ・ジャパン・オープン		79,622,362,792 円
ノムラ・ジャパン・オープン(野村 SMA 向け)		807,417,172 円
ノムラ・グローバル・オールスターズ		13,112,712,776 円
ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)		17,953,673,801 円
ノムラ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)		2,667,086,692 円
野村国内株式アクティブオープン(確定拠出年金向け)		1,308,755,272 円
野村 DC 日本株式アクティブファンド		1,764,714,747 円
2 元本の欠損の額		26,740,606,599 円
3 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		
1 口当たり純資産額		0.7719 円
(10,000 口当たり純資産額)		7,719 円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成22年3月1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	ホクト	216,000	1,886.00	407,376,000	
	日鉄鉱業	539,000	400.00	215,600,000	
	大林組	1,269,000	347.00	440,343,000	
	大和ハウス工業	415,000	951.00	394,665,000	
	太平電業	264,000	801.00	211,464,000	
	高砂熱力学工業	304,000	679.00	206,416,000	
	日清製粉グループ本社	328,500	1,175.00	385,987,500	
	キリンホールディングス	833,000	1,241.00	1,033,753,000	
	ホギメディカル	59,400	4,525.00	268,785,000	
	レンゴー	870,000	563.00	489,810,000	
	クレハ	423,000	416.00	175,968,000	
	電気化学工業	2,251,000	360.00	810,360,000	
	信越化学工業	296,700	4,775.00	1,416,742,500	
	J S R	105,000	1,730.00	181,650,000	
	宇部興産	5,604,000	234.00	1,311,336,000	
	武田薬品工業	235,000	4,015.00	943,525,000	
	塩野義製薬	485,000	1,808.00	876,880,000	
	参天製薬	177,000	2,904.00	514,008,000	
	東和薬品	101,000	4,630.00	467,630,000	
	新日鉄ホールディングス	1,955,000	454.00	887,570,000	
	ブリヂストン	650,000	1,588.00	1,032,200,000	
	旭硝子	620,000	875.00	542,500,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	652,500	3,345.00	2,182,612,500	
	日立金属	295,000	866.00	255,470,000	
	住友電気工業	1,005,000	1,072.00	1,077,360,000	
	フジクラ	883,000	473.00	417,659,000	
	住生活グループ	328,500	1,736.00	570,276,000	
	日本製鋼所	471,000	1,032.00	486,072,000	
	小松製作所	634,000	1,788.00	1,132,592,000	
	新東工業	275,000	644.00	177,100,000	
	ダイワク	695,000	670.00	465,650,000	
	グローリー	197,600	2,015.00	398,164,000	
	マキタ	372,000	2,906.00	1,081,032,000	
	イビデン	202,000	2,981.00	602,162,000	
	コニカミノルタホールディングス	478,000	927.00	443,106,000	
	日立製作所	5,819,000	299.00	1,739,881,000	
	東芝	1,870,000	448.00	837,760,000	
	三菱電機	1,902,000	741.00	1,409,382,000	
	安川電機	870,000	709.00	616,830,000	
	エルピーダメモリ	230,000	1,607.00	369,610,000	
	パナソニック	541,000	1,255.00	678,955,000	
	日立国際電気	601,000	824.00	495,224,000	
	ソニー	674,000	3,055.00	2,059,070,000	
	T D K	92,500	5,500.00	508,750,000	
	ミツミ電機	518,600	1,724.00	894,066,400	
	日本電波工業	243,800	1,796.00	437,864,800	
	フォスター電機	73,000	2,245.00	163,885,000	
	堀場製作所	230,000	2,420.00	556,600,000	
	スタンレー電気	285,000	1,635.00	465,975,000	
	ファンック	150,800	8,730.00	1,316,484,000	
	京セラ	98,700	7,890.00	778,743,000	
	キヤノン	240,700	3,740.00	900,218,000	
	東京エレクトロン	130,100	5,510.00	716,851,000	
	デンソー	550,500	2,432.00	1,338,816,000	
	佐世保重工業	865,000	194.00	167,810,000	
	川崎重工業	2,397,000	231.00	553,707,000	
	トヨタ自動車	1,161,900	3,295.00	3,828,460,500	
	武藏精密工業	233,300	1,709.00	398,709,700	
	トピー工業	850,000	160.00	136,000,000	
	本田技研工業	915,000	3,080.00	2,818,200,000	
	豊田合成	186,000	2,284.00	424,824,000	
	東京精密	326,400	1,255.00	409,632,000	
	ニコン	217,000	1,955.00	424,235,000	
	H O Y A	214,000	2,243.00	480,002,000	
	アシックス	500,000	840.00	420,000,000	
	リンテック	285,300	1,686.00	481,015,800	
	任天堂	38,100	24,820.00	945,642,000	
	東京電力	492,000	2,456.00	1,208,352,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	東北電力	222,000	1,945.00	431,790,000	
	電源開発	280,500	2,967.00	832,243,500	
	東日本旅客鉄道	313,200	6,130.00	1,919,916,000	
	東海旅客鉄道	740	668,000.00	494,320,000	
	日本通運	1,498,000	369.00	552,762,000	
	商船三井	1,535,000	573.00	879,555,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	8,970	123,900.00	1,111,383,000	
	大塚商会	122,000	5,500.00	671,000,000	
	日本テレビ放送網	50,500	12,250.00	618,625,000	
	日本電信電話	632,000	3,900.00	2,464,800,000	
	KDDI	1,640	486,000.00	797,040,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	9,100	138,100.00	1,256,710,000	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	256,000	1,809.00	463,104,000	
	伊藤忠商事	1,561,000	720.00	1,123,920,000	
	三井物産	2,202,700	1,408.00	3,101,401,600	
	三菱商事	568,800	2,240.00	1,274,112,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	726,000	935.00	678,810,000	
	ツルハホールディングス	130,400	3,445.00	449,228,000	
	サイゼリヤ	216,300	1,641.00	354,948,300	
	青山商事	254,800	1,466.00	373,536,800	
	ゼビオ	405,000	1,713.00	693,765,000	
	ヤマダ電機	89,500	6,190.00	554,005,000	
	ニトリ	103,750	7,100.00	736,625,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,060,700	456.00	2,763,679,200	
	三井住友フィナンシャルグループ	933,500	2,888.00	2,695,948,000	
	千葉銀行	1,235,000	539.00	665,665,000	
	横浜銀行	2,273,000	432.00	981,936,000	
	大和証券グループ本社	1,668,000	440.00	733,920,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	2,015	259,900.00	523,698,500	
	東京海上ホールディングス	795,000	2,530.00	2,011,350,000	
	クレディセゾン	528,000	1,139.00	601,392,000	
	ジャックス	1,140,000	196.00	223,440,000	
	オリックス	102,000	6,860.00	699,720,000	
	野村不動産ホールディングス	444,000	1,344.00	596,736,000	
	三井不動産	979,000	1,510.00	1,478,290,000	
	三菱地所	756,000	1,415.00	1,069,740,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	9,350	70,500.00	659,175,000	
	アコーディア・ゴルフ	3,802	92,400.00	351,304,800	
計	銘柄数：106			89,375,974,400	
	組入時価比率：98.8%			100%	
	合計			89,375,974,400	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## (2) 株式以外の有価証券(平成 22 年 3 月 1 日現在)

該当事項はございません。

## 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年3月31日現在

I 資産総額	66,608,934,373 円
II 負債総額	894,948,332 円
III 純資産総額(I - II)	65,713,986,041 円
IV 発行済口数	127,894,863,889 口
V 1 口当たり純資産額(III／IV)	0.5138 円

<ご参考>

「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」

I 資産総額	99,238,826,870 円
II 負債総額	615,152,615 円
III 純資産総額(I - II)	98,623,674,255 円
IV 発行済口数	115,918,579,734 口
V 1 口当たり純資産額(III／IV)	0.8508 円

## 第5 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 9 期	94,319,167,222	86,861,931,836	300,104,402,012
第 10 期	20,219,138,534	22,797,493,668	297,526,046,878
第 11 期	22,911,132,046	18,981,864,141	301,455,314,783
第 12 期	18,885,651,866	31,399,169,939	288,941,796,710
第 13 期	9,978,054,145	21,169,113,418	277,750,737,437
第 14 期	11,191,811,765	26,884,282,076	262,058,267,126
第 15 期	8,243,059,566	26,823,702,214	243,477,624,478
第 16 期	6,078,079,070	22,314,730,661	227,240,972,887
第 17 期	6,992,967,428	22,376,531,287	211,857,409,028
第 18 期	3,106,018,376	20,106,039,716	194,857,387,688
第 19 期	4,059,426,015	29,650,529,787	169,266,283,916
第 20 期	88,435,509,737	26,007,939,974	231,693,853,679
第 21 期	77,720,606,576	36,115,245,995	273,299,214,260
第 22 期	12,767,967,340	60,873,933,178	225,193,248,422
第 23 期	8,416,980,271	56,402,755,478	177,207,473,215
第 24 期	5,129,835,926	18,365,569,780	163,971,739,361
第 25 期	4,079,286,830	9,829,882,482	158,221,143,709
第 26 期	6,635,633,402	7,942,769,659	156,914,007,452
第 27 期	3,094,375,689	16,202,342,695	143,806,040,446
第 28 期	2,022,106,886	13,961,845,597	131,866,301,735

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

